

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護利用料金表

地域区分:7級地(10.21)

- 1 要介護1~5に認定を受けた利用者(指定訪問介護)
 利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。
 実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

(1) 身体介護が中心のとき

単位:円

所要時間	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00~18:00		6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00	
身体介護	利用料金	うち利用者負担額	利用料金	うち利用者負担額	利用料金	うち利用者負担額
20分未満	1,684	169	2,103	211	2,521	253
20分以上30分未満	2,501	251	3,124	313	3,747	375
30分以上1時間未満	3,961	397	4,951	496	5,942	595
1時間以上1時間30分未満	5,758	576	7,198	720	8,637	864
1時間30分以上2時間未満	6,575	658	8,219	822	9,862	987
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合	引き続き行う生活援助の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに70単位を加算					

(2) 生活援助が中心のとき

単位:円

所要時間	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00~18:00		6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00	
生活援助	利用料金	うち利用者負担額	利用料金	うち利用者負担額	利用料金	うち利用者負担額
45分未満	1,868	187	2,327	233	2,797	280
45分以上	2,297	230	2,869	287	5,421	543

(3) 加算

単位:円

	利用料金	うち利用者負担額
緊急時訪問介護加算(1回につき)	1,021	100
初回加算(1月につき)	2,042	200
生活機能向上連携加算(1月につき)	1,021	100
介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×8.6%	
特定事業所加算Ⅱ(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×10%	

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者(指定介護予防訪問介護)
 利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。
 実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

単位:円

介護予防サービス計画における1週の指定介護予防訪問介護の回数	利用料金	うち利用者負担額
1週に1回程度の場合	11,925	1,193
1週に2回程度の場合	23,840	2,384
上記以上の場合(要支援2のみ)	37,817	3,782

加算

単位:円

	利用料金	うち利用者負担額
初回加算(1月につき)	2,042	200
生活機能向上連携加算(1月につき)	1,021	100
介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月につき)(※5)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×8.6%	
特定事業所加算Ⅱ(1月につき)(※5)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×10%	